○炭酸飲料の日本農林規格(昭和49年6月27日農林省告示第567号)

新(平成29年10月20日農林水産省告示第1572号)					旧				
(規格) 第3条 炭酸飲料の規格は、次のとおりとする。					(規格) 第3条 炭酸飲料の規格は、次のとおりとする。				
区	分	基	準	区		分	基	準	
性	状	1 • 2 (略)		性		状	1 • 2 (略)		
		3 フレーバリング以外に起因する	混濁及び <u>沈殿</u> がないこと。				3 フレーバリング以外に起因す	る混濁及び <u>沈でん</u> がないこと。	
		4 (略)					4 (略)		
(略)				(略)		u			
添	加物	1 国際連合食糧農業機関及び世界	保健機関合同の食品規格委員会が定め	添	加	物	1 保存料		
		た食品添加物に関する一般規格(	CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006) 3. 2				- 安息香酸ナトリウム及びパラ	オキシ安息香酸ブチル以外のものを使用	
		の規定に適合するものであって、	かつ、その使用条件は同規格3.3の規				していないこと。		
		定に適合していること。					2 酸化防止剤		
		2 使用量が正確に記録され、かつ	、その記録が保管されているものであ					アスコルビン酸ナトリウム以外のものを	
		ること。					使用していないこと。		
		3 1 の規定に適合している旨の情:	報が、一般消費者に次のいずれかの方				3 乳化剤		
		 法により伝達されるものであるこ	と。ただし、業務用の製品に使用する					リセリン脂肪酸エステル以外のものを使	
		場合にあっては、この限りでない。	,				用していないこと。		
		(1) インターネットを利用し公衆	<del></del> '						
			一般消費者の目につきやすいものに表						
		示する方法							
		(3) 店舗内の一般消費者の目につ	きやすい場所に表示する方法						
			一般消費者からの求めに応じて当該						
		一般消費者に伝達する方法							
(削る。	)	(削る。)		異		物	混入していないこと。		
(略)					(略)				
2~5 (略)					2~5 (略)				